

所管部課	教育部 生涯学習課	部長	小俣 学		
件名	東大和市文化財記録映画貸出要綱の一部を改正する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>東大和市文化財記録映画貸出要綱について、貸出する媒体にDVDを追加するとともに、押印を求める手続きの見直しに伴い、同要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸出する媒体にDVDを追加することによる条文の文言整理及び別表（第2条関係）の追記 ②第1号様式及び第2号様式の押印欄及び課長、係長、係の決裁欄の削除 <p>(2) 施行日 教育長決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態に即した貸出媒体を整備し、適正な事務執行が図られる。 ・押印見直し後の手続と例規の整合がより図られるとともに、事務の効率化及び行政サービスのデジタル化を推進しやすい環境の整備を図ることができる。 					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>(1) 文書課審査済み。</p> <p>(2) 令和5年12月22日開催の令和5年第12回東大和市教育委員会定例会において承認済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし。					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議報告後、速やかに事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。